

フランスから日本向けに輸出される生きた家きん、家きん肉等の一時輸入停止措置について

令和3年7月9日

令和3年7月7日、フランスのロワレ県で高病原性鳥インフルエンザの発生が確認され、また、当該発生に係る制限地域が隣県のヨンヌ県及びニエーブル県に及ぶことから、同県から日本向けに輸出される生きた家きん、家きん肉等について、下記のとおり輸入が停止されました。

## 記

### 1 輸入停止措置の対象地域

ロワレ県  
ヨンヌ県  
ニエーブル県

### 2 輸入停止措置の対象品目

- (1) 生きた家きん（鶏、うずら、七面鳥、だちょう、きじ、ほろほろ鳥及びかも目の鳥類並びにその初生ひなに限る。以下同じ）
- (2) 家きんの肉、臓器等及びこれらの加工品
- (3) 家きんの卵（試験研究用に供される種卵を除く。）及びその加工品

ただし、(2) 家きんの肉、臓器等及びこれらの加工品及び(3) 家きんの卵（試験研究用に供される種卵を除く。）及びその加工品のうち、令和3年6月14日以前に、と殺又は採卵されたものであり、かつ輸出されるまでの間、防疫上安全かつ衛生的に保管及び輸送されたものであること（令和3年6月14日までに加工・梱包まで終了していることが必要）をフランス政府が証明しているものについては、輸入停止措置の対象外とする。

### 3 輸入検査時における消毒措置の対象品目

羽毛

ただし、羽毛のうち、令和3年6月14日以前に生産され、かつ輸出されるまでの間、防疫上安全かつ衛生的に保管及び輸送されたものであることをフランス政府が

証明しているもの。ただし、ニューカッスル病又は家きんコレラ発生地域から輸入される羽毛については、引き続き消毒の対象とする必要があるので留意されたい。